

小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化検討業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1)業務名

小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化検討業務（以下「本業務」という。）

(2)業務の目的

小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会がこれまで推進及び検討を行ってきた小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の1市3町によるごみ処理広域化に当たり、ブロック域内のごみ処理の1系統化への集約化に向け、人口やごみ排出量などに関する将来予測等の最新のデータを踏まえてごみ処理広域化における必要な処理施設の種類や規模等の検討及び広域化の効果等の検証等により、ごみ処理広域化のための基本的事項に関する構想を取りまとめることを目的とする。

(3)業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4)業務期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで

(5)提案上限額

15,620,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 小田原市契約規則（昭和39年規則第22号）第5条の規定に該当する者である。
- (2) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。（参加申込書の提出期限から候補者の選定の日まで）
- (3) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) プロポーザル審査委員会の委員が経営又は運営に関与していない者であること。
- (5) 小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること（営業種目として「廃棄物」が登録されていること）。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申し込み中であり、候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。
- (6) 平成27年度（2015年度）から令和6年度（2024年度）【過去10年間】までの期間において、国または地方公共団体が発注する同種業務*を受注し、かつ履

行した実績を1件以上有していること。

※「同種業務」とは、ごみ処理広域化に係るあり方・基本方針の検討、基本構想及び基本計画などの策定業務（設計業務を除く）をいう。

- (7) 主任技術者は、仕様書「第3 広域化基本構想の主な内容」における各業務の担当技術者を統括し、円滑な業務遂行を図る責任者として、(6)に掲げる同種業務に従事した実績を有すること。

3 募集内容

(1) 実施要領及び仕様書等の交付

ア 交付場所

〒250-8555 小田原市荻窪300

小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会事務局

(小田原市役所環境政策課内)

電話 0465-33-1471

イ 交付期間

令和7年(2025年)4月1日(火)午前9時から令和7年(2025年)4月24日(木)の午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は小田原市のホームページからダウンロードすること。

(2) 質問及び回答

ア 提出期限

令和7年(2025年)4月11日(金)午後5時まで

イ 質問方法

提出期限内に、質問書(様式1)を電子メールにより提出すること。(提出後、電話により、電子メールの着信を確認すること。)なお、口頭又は電話による質問は受け付けない。

ウ 提出先

小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会事務局

(小田原市役所環境政策課内)

メールアドレス: ka-shigen@city.odawara.kanagawa.jp

エ 回答

(ア)小田原市のホームページにて公開

(イ)令和7年(2025年)4月16日(水)予定

(3) 参加の申込

ア 提出期限

令和 7 年（2025年） 4 月17日（木） 午前 9 時から令和 7 年（2025年） 4 月24
日（木） 午後 5 時（必着）

イ 提出先

(1)ア 交付場所と同じ

ウ 提出書類

(ア)参加申込書（様式 2）

(イ)誓約書（様式 3）

(ウ)応募者（企業）の業務実績調書（様式 4）

(エ)業務実施体制調書（様式 5）

エ 作成要領

(ア)応募者（企業）の業務実績調書については、業務の履行能力を評価するため、過去10年間（平成27年度以降）に完了した同種業務の実績を 1 件以上、記入すること。

(イ)それぞれの業務実績を証明する資料として、契約書及び仕様書の写し等を添付すること。

(ウ)業務実施体制調書については、業務実績の欄に過去10年間（平成27年度から令和 6 年度まで）において、該当の主任技術者が携わった「実施要領 2（6）」に掲げる同種業務の実績を 1 件以上、記入すること。

(エ)それぞれの業務実績を証明する資料として、契約書（当該業務に従事したことが確認できる書類含む。）及び仕様書の写し等すること。

オ 提出部数

2 部（正本 1 部、副本 1 部）

カ 提出方法

(ア)提出期限内に、持参又は郵送等により提出すること。

(イ)持参の場合は、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(ウ)郵便の場合は、書留等郵便等の配達記録が残る方法によることとする。郵便事故等については応募者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。

キ 書類選考及び結果の通知

(ア)選考方法（非公開）

- ・書類選考は「プレゼンテーション及びヒアリング審査」に参加できる応募者 4 者以内を選定することを目的とし、応募者から提出された参加申込書等をもとに総合的に選考する。

- ・選考については、参考申込書等の内容について書類選考を実施し「5 参加資格要件」を満たしていることを確認したうえで、別紙「評価基準表 ①客観的評価」の評価点が高い 4 者を選定する。

- ・なお、評価点が同点となった場合においては、応募者（企業）の業務実績のうち契約額や直近年度に履行した実績など総合的に判断する。
- ・応募者が4者に満たない場合でも本プロポーザルは成立するものとし、書類選考を実施する。

(イ)結果の通知

- ・書類選考の結果については、令和7年（2025年）4月30日（水）に応募者に通知する。

(ウ)その他

- ・書類選考の結果に関する異議申し立ては受け付けない。
- ・提出書類は、書類選考を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出された参加申込書等は返却しない。

(4)企画提案書

ア 提出期限

令和7年（2025年）5月13日（火）の午後5時まで（必着）

イ 提出先

(1)ア 交付場所と同じ

ウ 提出書類

(ア)企画提案書提出届（様式6）

(イ)企画提案書（任意様式）

(ウ)業務工程表（任意様式）

(エ)参考見積書（任意様式）

エ 提出方法

(3)カ 提出方法と同じ

オ 提出部数

(ア)企画提案書提出届（ウ 提出書類(ア)） 2部（正本1部・副本1部）

(イ)企画提案書等（ウ提出書類(イ)・(ウ)）

10部（正本1部、副本2部、選定用7部）

(ウ)参考見積書（ウ提出書類(エ)） 2部（正本1部・副本1部）

※正本及び副本は、企画提案書等「ウ提出書類(イ)～(エ)」に応募者名、関連企業名、ロゴマーク等の応募者を特定できる情報が記載されたものとする。

※正本は代表者印が必要。副本は複写で可とする。

※選定用7部の内容は正・副本と同じとするが、企画提案書等「ウ提出書類(イ)～(エ)」については、応募者を特定できる情報を入れないこと。

カ 作成要領

(ア)企画提案書は仕様書の内容を十分に踏まえたうえで、業務の実施方針及び基本構想の主な内容に係る方向性について具体的に提案すること。このほ

か、次の項目については、端的に要点を整理し、業務を履行する上での重要な視点や技術的なノウハウについて提案すること。

- a 1市3町のごみ処理広域化に関する課題と解決策について
- b ごみ焼却施設及び最終処分場の候補地の選定の考え方や選定手法について
- c 広域化施設の整備・運営に関するコスト低減（カーボン・ニュートラルの実現を含む）に向けた取組について

(イ) 企画提案書については任意様式とし、A4サイズ両面印刷で6ページ以内とし、ページを付番すること（表紙はページに含めない）。

(ウ) A3サイズ片面印刷の使用も認めるが、1ページでA4サイズ2ページに換算する。またA4サイズに折り込むこと。

(エ) 文字は注記等を除き原則として11ポイント程度以上の大きさとする。

(オ) 参考見積書の宛先は小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会会長、業務名は「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化検討業務」とし、応募者の所在、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印すること。

(カ) 参考見積書は、本業務に必要な全ての経費を見積ること。また、その積算内訳を業務別に記載した内訳（様式任意）を添付すること。

(キ) 見積額は、消費税及び地方消費税は別途計上すること。

(ク) 合計額は、実施要領1(5)に示す上限額を超えないこと。

4 審査項目及び評価基準

別表のとおり。

5 審査方法

審査は、小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化検討業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、「プレゼンテーション及びヒアリング審査（非公開）」を実施する。

企画提案書等の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの結果を、「4審査項目及び評価基準」に基づいて評価する。最も高い評価を受けた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

なお、最高評価の者が複数となった場合は、審査委員会の合議により順位を決定し、本業務の優先交渉権者として選定する。

ア 実施日時

令和7年（2025年）5月19日（月）（予定）

イ 実施場所

小田原市役所内会議室を予定

（小田原市荻窪300）

ウ 審査の流れ等

- (ア)応募者は提案書の説明（パワーポイント）を20分のプレゼンテーションで行う。
- (イ)パワーポイントによるプレゼンテーションの使用する資料は、提案書の内容のみを使用した静止画とし、新たな内容の資料提示は認めない。
- (ウ)プレゼンテーションに出席できる者は5名までとする。なお、本業務を担当する主任技術者の参加は必須とする。
- (エ)プレゼンテーション後に、審査委員会による20分のヒアリングを行う。
- (オ)プレゼンテーションの場において、応募者が特定可能となるような表現をしないこと。
- (カ)プロジェクター及びスクリーンは用意するが、パソコン及びケーブル等は応募者が準備すること。

エ その他

- (ア)辞退者が出た場合は、提案内容等が優先交渉権者として選定するに足りるものであれば、次点の者を優先交渉権者として選定する。
- (イ)応募者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者として選定する。
- (ウ)「4 審査項目及び評価基準」により評価し合計480点を満点とする。なお、合計点数が満点の60%に満たない場合は失格とする。また、委員2人以上の各項目の評価点に0点があった場合も失格とする。

6 審査結果通知

プレゼンテーション及びヒアリング審査の結果は、令和7年（2025年）5月23日（金）に、プレゼンテーション及びヒアリング審査に参加した応募者に対して、優先交渉権者名と次点交渉権者名のみを通知する。また、審査結果は小田原市のホームページ上に掲載する。

7 契約の締結

- (1)審査委員会が選定した優先交渉権者を当該業務に係る随意契約の相手として契約を締結する。
- (2)優先交渉権者として採用された場合は、提出された企画提案書等及び参考見積書の価格をもとに、業務委託契約のための仕様確認等の協議を行うため、改めて見積書を提出すること。
- (3)見積の金額は、原則、プロポーザル提案時の見積額の範囲内とする。なお、協議が整わない場合、また、契約締結までに優先交渉権者が失格事項に該当した場合は、次点者と協議し、契約交渉を行う。
- (4)企画提案書等に記載された事項が履行できなかった場合は、協議の上契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

8 日程（予定）

内 容	日 時
実施要領等の公表日	令和7年（2025年）4月1日（火）
質問書の提出期限	令和7年（2025年）4月11日（金） 午後5時まで
質問書に対する回答公開日	令和7年（2025年）4月16日（水）（予定）
参加申込書等の提出期限	令和7年（2025年）4月24日（木） 午後5時まで
書類審査の結果通知	令和7年（2025年）4月30日（水）（予定）
企画提案書等の提出期限	令和7年（2025年）5月13日（火） 午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施日	令和7年（2025年）5月19日（月）（予定）
プレゼンテーション及びヒアリング審査の結果通知・優先交渉権者決定	令和7年（2025年）5月23日（金）（予定）
契約の締結	令和7年（2025年）6月上旬（予定）

9 失格事項

本プロポーザルの応募者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1)参加資格要件を満たしていない場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4)提案見積金額が、見積限度額を超えた場合
- (5)企画提案書等の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6)審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7)他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 費用負担

参加申込書兼誓約書及び企画提案書等の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て応募者の負担とする。

また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

11 その他

- (1) 本提案により知り得た情報は本提案以外の目的に使用してはならない。
- (2) 提出書類の知的財産権は、提出したものに帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、小田原市情報公開条例（平成 14 年小田原市条例第 32 号）に基づく公開請求があったときは、公にすることにより、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開することがある。
- (3) 提出書類については、返却しない。